

投資信託累積投資規定の一部改正について
(2 0 2 4 年 1 月 1 日 実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改 正	現 行
第 1 条 (趣旨) この規定は、当会とお客様との間の投資信託受益権 (以下「投資信託」といいます。) の累積投資に関する取決めです。当会は、この規定に従って累積投資契約 (以下「契約」といいます。) をお客様と締結します。 (削除) 2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第 2 条各号に定める約款・規定またはこの契約にかかる投資信託の目論見書等の定めによるものとします。 第 2 条 (定義) (省略) 第 3 条 (申込方法) お客様は、当会所定の申込書に必要事項を記載のうえ、届出の印鑑を押印し、これを当会の本・支店または事務所 (以下「取扱店」といいます。) に提出することによって契約を申し込むものとします。 2 (省略) 3 お客様が、個別の投資信託について累積投資を開始するときは、前二項により契約を締結したうえで、当会に申し込むものとします。ただし、当会が累積投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。 <u>なお、当会が累積投資取引の対象として定める投資信託、および当会が別に定める「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」(以下、本条において「当</u>	第 1 条 (趣旨) この規定は、当会とお客様との間の投資信託受益権 (以下「投資信託」といいます。) の累積投資に関する取決めです。当会は、この規定に従って累積投資契約 (以下「契約」といいます。) をお客様と締結します。<u>なお、当会が累積投資取引の対象として定める投資信託、および当会が別に定める「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」に基づき、お客様がつみたて N I S A での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当会ホームページ等に掲載するものとします。</u> <u>ただし、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」により、お客様がつみたて N I S A での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて N I S A 以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</u> 2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第 2 条各号に定める約款・規定またはこの契約にかかる投資信託の目論見書等の定めによるものとします。<u>また、累積投資取引のうち、「J A の投信 つみたて サービス」の申込方法等については、「「J A の投信 つみたて サービス」取扱規定」によるものとし、つみたて N I S A でのお申込みをされる場合には、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の規定にも従うものとします。</u> 第 2 条 (定義) (省略) 第 3 条 (申込方法) お客様は、当会所定の申込書に必要事項を記載のうえ、届出の印鑑を押印し、これを当会の本・支店または事務所 (以下「取扱店」といいます。) に提出することによって契約を申し込むものとします。 2 (省略) 3 お客様が、個別の投資信託について累積投資を開始するときは、前二項により契約を締結したうえで、当会に申し込むものとします。ただし、当会が累積投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。 (追加)

改	正	現	行
<u>該約款」といいます。)に基づき、お客様が特定累積投資勘定にかかる累積投資契約による取引（以下「つみたて投資枠」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当会ホームページ等に掲載するものとします。</u> <u>ただし、当該約款により、お客様がつみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</u> 4 累積投資取引のうち定期定額購入取引の申込方法等については「「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」によるものとします。 <u>また、累積投資取引のうち、「J Aの投信つみたてサービス」の申込方法等については、「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」によるものとし、つみたて投資枠でのお申込みをされる場合には、当該約款の規定にも従うものとします。</u> 第4条（金銭の払込み） ～ （省略） 第6条（管理） 第7条（収益分配金の再投資） 前条第1項に基づき管理されている投資信託の収益分配金は、お客様に代わって当会が受領し、所定の税金を差し引いた後、お客様の累積投資口座に繰り入れ、その全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託の買付けを行います。 なお、この場合、購入の手数料は無料とします。 2 （省略） 3 非課税口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座をいいます。）の非課税管理勘定（同条同項第2号に定める非課税管理勘定をいいます。）で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付<u>け</u>を行います。 4 非課税口座の累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、<u>お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付けを行います。</u> （以下省略）		（追加） 4 累積投資取引のうち定期定額購入取引の申込方法等については「「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」によるものとします。 （追加） 第4条（金銭の払込み） ～ （省略） 第6条（管理） 第7条（収益分配金の再投資） 前条第1項に基づき管理されている投資信託の収益分配金は、お客様に代わって当会が受領し、所定の税金を差し引いた後、お客様の累積投資口座に繰り入れ、その全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託の買付けを行います。 なお、この場合、購入の手数料は無料とします。 2 （省略） 3 非課税口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座をいいます。）の非課税管理勘定（同条同項第2号に定める非課税管理勘定をいいます。）で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、<u>非課税限度額を超えない範囲で非課税口座で買付を行います。（ただし、非課税口座において、同条同項第4号に定める累積投資勘定を当該年において設定している場合には、買付けを行うことはできません。）</u>また、<u>非課税限度額を超える部分</u>は、お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付を行います。 4 非課税口座の累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、<u>当該年において当該非課税口座に累積投資勘定を設定している場合に限り、当該累積投資勘定の非課税限度額を超えない範囲で、非課税口座での買付を行うことができます。</u> （以下省略）	